東京都　公益財団法人 東京しごと財団

小規模テレワークコーナー設置促進助成金

第二期申請締切
令和4年1月31日（月）
事前エントリーが必要です。

小規模テレワークコーナー設置コース

都内の個店や商業施設等に、地域の方がテレワークを実施するための、**共用型**のテレワークコーナーを設置する費用を助成します。

参考：<K's 学習 LAB.（昭島市）>

<永田珈琲「こもれび」（小平市）>

※上記施設は、地域振興型小規模サテライトオフィスモデル実証事業「TOKYO 多摩ワーク」のオフィスです。

助成対象

工事請負費

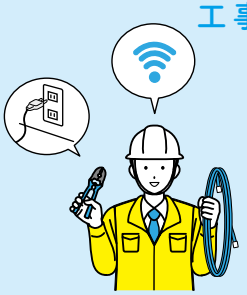

電気設備、通信設備工事費

パーティション等の設置費

消耗品費

以下に掲げるもので、税込単価10万円未満のものに限ります。

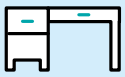

机

椅子

パーティション

モニター

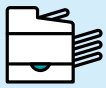

プリンター

通信機器

申請の流れ（第二期）

事前エントリー	事業実施	助成金申請
令和3年10/20（水）～12/24（金）17時00分受付分まで有効	令和3年12/31（金）までに設置・営業開始	令和3年12/1(水)～令和4年1/31(月)

申請書類提出・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団　雇用環境整備課　職場環境整備担当係
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階
TEL：03-5211-1756（受付時間：平日9：00～17：00 ※12：00～13：00を除く）
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html

助成金の概要

東京都内の商業施設等に小規模テレワークコーナーを設置する都内中小企業等が、事前エントリーへの応募を行った日以後に、新たに取り組む事業（発注・契約等を含む）かつ令和3年12月31日（金）までにテレワークコーナーの営業を開始し、支給申請日までに支払いを終えた経費が対象です。

助成金の上限	助成率
50万円	2分の1

※1　助成対象経費（税抜き）に助成率（1/2）を乗じて助成金額を算出します。
※2　算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。
※3　助成対象経費の各科目の助成金の上限は30万円となります。
※4　テレワークコーナーを設置する施設は都内の区市町村部にあるものに限ります。
※5　本助成金のテレワークコーナーとは、地域の方がテレワークを実施する場として提供する「共用型」テレワークコーナーを指します。
（自社・グループ社員のみが利用するものは助成対象外となります）※その他要件あり

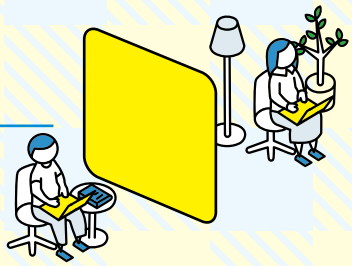

助成対象事業者の要件

常時雇用する労働者が**300人以下**の企業であること。※その他要件あり

助成事業の流れ（第二期）

※■の部分は助成対象事業者が実施する部分です。

事前エントリー（財団HP）
令和3年10月20日～12月24日

▶▶

エントリー受付通知

▶▶

助成事業の実施・完了
※テレワークコーナー営業開始
事前エントリーを行った日～令和3年12月31日

▶▶

支給申請書類作成

▶▶

支給申請書及び他に定める書類提出（郵送）
令和3年12月1日～令和4年1月31日

▶▶

審査

支給決定通知

▶▶

助成金請求書兼口座振込依頼書提出（郵送）

▶▶

助成金の振込

助成金申請受付期間（第二期）

申請書類提出期間　令和4年1月31日（月）まで

申　請　方　法　**郵送のみ**（締切日当日の消印有効）
※来所による持参提出は一切受け付けできません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。
申請にあたっては、当財団ホームページ掲載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら▶　小規模テレワークコーナー設置促進助成金

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。